

転換社債型新株予約権付社債市場の活性化に向けた上場制度の見直しについて

平成16年11月24日
株式会社名古屋証券取引所

．改正趣旨

現在、当取引所転換社債（現在は「転換社債型新株予約権付社債」、以下「ＣＢ」という。）市場は、上場銘柄の大量償還に加え、近年の新規上場銘柄の大幅な減少により上場銘柄の消滅が予見される状況となっており、売買高も大きく減少しています。

他方、国内企業の資金調達においてはＣＢの利用が活発化しており、その大部分は海外市場（主にロンドン）で発行・上場されています。

こうした状況は、国内企業によるＣＢを利用した資金調達ニーズ自体が高まっている一方で、当取引所ＣＢ市場が発行環境の変化に即さなくなっていることの証左であり、今後当取引所ＣＢ市場を維持・発展させ我が国資本市場の空洞化を回避するには、発行者のニーズに応えられる上場制度を再構築することが不可欠であると考えられます。また、当取引所が発行者のニーズに応じる市場を提供した結果として、国内におけるＣＢ発行・上場が活発化することは、国内投資家にとっても投資機会が増加する効果が期待できます。

従来、当取引所においては、上場基準に消化件数（ＣＢ発行時の分布状況）や額面金額の制約を設けることで、個人を中心とする多数の投資家の市場参加を促し円滑な流動性を確保してきました。

しかし、現在、国内企業がＣＢの発行市場として海外市場を有力視する理由が、海外市場の特色（ 500万円など高額な額面での発行及び少数の機関投資家のみによる消化が一般的、 上場に際して額面金額の水準や消化件数の多寡が問われない）を支持していることによるものであることを踏まえると、国内におけるＣＢ発行・上場を活発化させるには、こうした特色について同等化を図り市場機能を拡充することが必要であると考えられます。

そこで、国内企業のニーズに応え使い勝手のよいＣＢ市場を提供するとともに、国内投資家に多様な投資対象を提供する観点から、海外市場と同様に少数の機関投資家のみによって取得された銘柄であっても上場対象となるよう、消化件数等に係る上場審査基準を撤廃するとともに、高額な額面である銘柄の上場を可能とするなどの対応を図ることとします。

．改正概要

項 目	内 容	備 考
1．上場制度 (1)上場審査基準 消化件数等	・求めないこととします。	現行は、発行者が指定したもの以外の者による消化額が発行額面総額の50%以上かつ消化件数が1,000件以上であることを求めています。

項 目	内 容	備 考
社債額面の多様化	・ 200万円、300万円、400万円及び500万円額面の本券を認めることとします。	現行は、10万円、50万円、100万円に限定しています。
転換価額の修正条件等	・ 上場申請銘柄の転換価額の修正条件等に関して、修正の頻度、修正の際に用いる株価の算定期間及び修正の際に用いる株価の時価に対する水準等を勘案し、上場銘柄としてふさわしくないものと当取引所が認める銘柄については、上場対象としないこととします。	具体的には以下のような条件が付された銘柄は上場対象となりません。 随時、転換価額が修正される。 修正後転換価額が特定日又は特定の短期間の株価を基に算定される。 修正後転換価額が時価を下回る。
(2)上場廃止基準 売買高	・ 撤廃します。	現行は、最近1年間の月平均売買高が額面100万円未満の場合に上場廃止としています。
2. 売買制度	・ 消化件数等に係る上場審査基準が撤廃されることに伴い、幹事証券会社については、当該C Bについて円滑な流通の確保に努める旨の規定を設けます。	
3. 決済制度	・ 現行どおりとします。	

・ 改正時期

平成17年1月初旬の実施を目途とします。

以 上